

## 設置趣旨等（案）

## 1. 概要

平成19年9月の中央建設業審議会総会で承認された「経営事項の改正について」においては、「発注者、特に市町村が経営事項審査と主観的事項の審査の役割分担についての理解を深め、主観的事項に関する評価の導入や適切な評価事項の設定をすることができるよう、国土交通省において、主観的事項に関する評価のマニュアルを作成することが適当である」とされた。この背景として、「多くの市町村においては、経営事項審査の結果のみによって競争参加資格の審査が行われ」ているが、「公共工事の発注における企業評価としては、地域の実情も踏まえて、各発注者が独自に審査する要素も含めて競争参加資格の審査を行うことが望ましい」ことを指摘している。

このため、平成20年度上半期において、「地方公共団体における企業評価のあり方に関する研究会」を設置し、地方公共団体における企業評価の実態把握、主観的事項に関する評価のマニュアル（仮題として「主観点マニュアル」とする。）等の検討を行う。

## 2. 検討内容

## ①地方公共団体の企業評価の実態把握

- ・ 地方公共団体における主観点の活用状況
- ・ 都道府県等における主観点の評価体系（評価項目、評点分布等）
- ・ 地方公共団体の企業評価における主観点の役割の分析

## ②主観点マニュアルの検討

- ・ 主観点マニュアルの意義・役割の定義付け
- ・ 主観点の評価項目の設定方法、評価項目例等
- ・ 主観点審査の手続、体制等の整備等
- ・ 企業評価体系における主観点の位置付け

### 3. 検討日程

第一回（平成20年4月22日（火）16：00～18：00）

- ・ 地方公共団体における主観点の活用状況
- ・ 都道府県における主観点の評価体系（評価項目、評点分布、経営事項審査点との比率等）
- ・ 地方公共団体の企業評価における主観点の役割の分析
- ・ 主観点の名称の検討
- ・ 検討の方向性

第二回（平成20年5月26日（月）16：00～18：00）

- ・ 市町村における主観点の評価体系（評価項目、評点分布、経営事項審査点との比率等）
- ・ 主観点マニュアルの意義・役割の定義付け
- ・ 主観点の評価項目設定のあり方
- ・ 主観点審査の導入に必要な手続、体制等の整備等
- ・ 主観点マニュアル（骨子案）

第三回（平成20年6月26日（木）15：00～17：00）

- ・ 主観点マニュアル（案）